



平成 27 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 日本和装ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田重久
(コード番号：2499 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 菅野泰弘
(TEL. 03-3216-0070)

訴訟提起に関するお知らせ

当社及び当社取締役 3 名並びに当社連結子会社の株式会社はかた匠工芸は、平成 27 年 11 月 18 日（訴状送達日：平成 27 年 12 月 7 日）付けで訴訟を提起されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

原告は、当社と販売業務委託契約を締結した帯のメーカーであり、当社の取引先の一つでした。

しかし、当社にとって、原告との取引を将来的に継続することが困難であると合理的に考えられる事情が判明し、当該事情が是正される見通しもつかないと判断したため、平成 26 年 5 月、当社は原告との取引を解消いたしました。原告は、これを不服とし、取引解消によって 851,362,536 円の「損害」が発生した等と主張して、当該「損害の一部」等の損害賠償請求等を提起しました。

2. 訴訟を提起した者（原告）

会 社 名：河瀬満織物株式会社

本店所在地：京都府京都市上京区寺之内通浄福寺西入中猪熊町 3 3 1 番地

代表者氏名：代表取締役 河瀬仁志

3. 当該訴訟における請求の概要

- (1) 被告日本和装ホールディングス株式会社及び同社取締役 3 名は、原告に対し、連帯して、金 53,422,363 円及びこれに対する平成 26 年 5 月 13 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告日本和装ホールディングスは、原告に対し、金 1,000,000 円及びこれに対する平成 26 年 5 月 13 日以降支払い済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告株式会社はかた匠工芸は、原告に対し、金 259,779 円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払い済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

4. 今後の見通し

当社としましては、原告との取引解消は誠に遺憾ではありましたが、原告の本件提訴には全く理由が無いと考えております。今後は、当社の判断と対応の適法性・正当性を、正々堂々と法廷で主張していく所存です。

なお、当社の業績予想に変更はありませんが、今後、変更がある場合は速やかに開示いたします。

以 上